

2025 年 3 月号

多文化共生情報广场信息报

◇発行: 东大阪市多文化共生情報广场(毎月発行 1 次)

〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 16 階

◇TEL 06-4309-3311 / FAX 06-4309-3823 <https://www.city.higashiosaka.lg.jp/category/30-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

← 希望通过电子邮件阅读多文化共生情報广场信息报时, 请扫码。

小学、初中、义务教育学校的新入学、升学手续办理好了吗？

小・中学校、義務教育学校 新入学・進級の手続きはお済みですか

从4月开始, 针对有子女新入学或升学到小学、初中、义务教育学校的家庭, 去年11月以后发送了就学、升级通知书。关于就学或升学申报, 不论是否进入指定学校, 请填写必要事项并带到指定学校。如果因迁入或搬家等原因没有收到, 请尽快联系。

【外国籍児童学生の就学】刚从国外入境等, 希望孩子就读于市立小学、初中、义务教育学校的人士, 需要办理手续。外国籍新生1年级儿童, 请将去年10月以后邮寄的入学指南书(入学案内书)中附带的入学申请表提交到学事课。

4月から、小・中学校、義務教育学校に入学・進級する子どもがいる家庭に対して、昨年11月以降に就学・進級通知書を送付しています。就学・進級届は、指定校への入学の有無にかかわらず、必要事項を記入し指定校へ持参してください。転入や転居などで届いていない場合は、至急ご連絡ください。

【外国籍児童生徒の就学】外国から新たに入学したなど、新たに市立小・中学校、義務教育学校へ子どもの入学を希望する方は、手続きが必要です。外国籍の新1年生の子どもは昨年10月以降に送付した入学案内書に添付している入学申請書を学事課に提出してください。

咨询处: 学事课 TEL 06-4309-3271 / FAX 06-4309-3838

問合せ先: 学事課

从3月1日起为儿童接种周

3月1日からは子ども予防接種週間

在开始入园、入学等之前, 请确认一下母子手册有没有忘记打预防接种。特别是麻疹风疹混合疫苗的定期接种2期对象者(2018年4月2日~2019年4月1日出生的孩子), 如果过了3月31日(周一)接种期的话, 费用则由自己负担。还没有接种的人士, 请尽快接种疫苗。

入园・入学などの前に、予防接種の受け忘れがないかを母子健康手帳で確認しましょう。特に麻疹風疹混合ワクチン定期接種の2期対象者(平成30年4月2日~平成31年4月1日生まれ)は、3月31日(月)までの接種期間を過ぎると自己負担となります。まだ接種が済んでいない方は、早めに接種しましょう。

咨询处: 感染症対策課 TEL 072-960-3805 / FAX 072-960-3809

問合せ先: 感染症対策課

临时性托育就业认定证需办理更新手续

一時預かり就労型認定証更新手続きが必要です

2025年度临时性托育就业型认定证的申请将于3月3日(周一)开始受理。本年度获得认定的人士, 如果有接着使用的情况, 也需要办理继续(使用)申请。有关所需文件或申请方法等详细内容, 请查看本市网站, 也可以向儿童健康部设施给付课或福祉事务所育儿支援係咨询。

令和7年度の一時預かり就労型認定証の申請受付は、3月3日(月)から開始します。今年度に認定を受けている方も、引き続き利用する場合は継続の申請が必要です。必要書類や申請方法など、詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。給付額は、保険診療により計算します。なお、健康診断や予防注射、美容整形など病気とみなされないものや業務上

咨询处: 施設給付課 TEL 06-4309-3302 / FAX 06-4309-3817

問合せ先: 施設給付課

没带保险证看病时请提出申请

保険証を持たずに受診したときは申請を

无法出示个人编号保险证或资格确认书就诊, 医疗费全额自行负担时, 通过申请可以得到原本由国保负担的疗养费的补助。申请疗养费需要医疗机构的诊疗报酬明细表和收据。补助额根据保险诊疗计算。另外, 健康诊断、预防注射、美容整形等不被视为疾病的诊疗和业务上的受伤、疾病、患者自身责任造成的伤病、故意造成的事

やむを得ずマイナ保険証や資格確認書などを提示せずに受診し、医療費を全額自己負担したときは、申請により本来国保が負担する分の療養費の給付を受けることができます。療養費の申請には、医療機関の診療報酬明細書と領収書が必要です。給付額は、保険診療により計算します。なお、健康診断や予防注射、美容整形など病気とみなされないものや業務上

多文化共生情報プラザだより(中国語)

故等诊疗全額需要自行承担。	のケガや病氣、患者自身の責任による傷病、故意による事故などは全額自己負担になります。
◆海外旅行等，在医疗机构等接受治疗时，根据国民健康保险有可能可以领取一部分医疗费。所花费的费用暂时全額支付，请拿到就诊的海外医疗机关接受治疗的內容和所花费的医疗费等的证明书，回国后申請。但是，疗养费的支付仅限于在日本国内有保险诊疗的项目。以治疗为目的的渡航不在对象范围之内。详细情况请咨询。	◆海外旅行中などに医療機関等で治療を受けたときに、国民健康保険により療養費の一部が支給される場合があります。かかった費用の全額をいったん支払い、受診した海外の医療機関で、治療内容やかかった医療費などの証明書をもらって帰国後に申請してください。ただし、療養費の支給は日本国内で保険診療となっているものに限ります。治療目的の渡航は対象外です。詳しくはお問合せください。

咨询处：资格给付课 TEL 06-4309-3167 / FAX 06-4309-3804 問合せ先：資格給付課

让我们一起学日语吧 日本語を勉強しませんか

場所	時間	ところ	とき
男女共同参画中心（イコーラム）	周二 10:00～11:30	イコーラム(男女共同参画センター)	火曜日10時～11時30分
东体育馆	周二 19:00～20:45	東体育館	火曜日19時～20時45分
市民多功能中心	周三 13:30～15:00 周三 19:00～21:00	市民多目的センター	水曜日13時30分～15時 水曜日19時～21時
文化创造馆	周三 19:00～20:45 周四 19:00～20:45 周日 10:00～11:30	文化創造館	水曜日19時～20時45分 木曜日19時～20時45分 日曜日10時～11時30分
楠根市民广场（ももの广场）	周四 19:00～21:00	ももの広場（楠根）	木曜日19時～21時

咨询处：东大阪日语教室/多文化共生・男女共同参与课 TEL 06-4309-3300 / FAX 06-4309-3823 URL: honkweb.org 問合せ先：東大阪日本語教室/多文化共生・男女共同参画課

轻便摩托车、轻型汽车等的报废手续截止到4月1日

轻便摩托车或轻型汽车等的报废、出售、转让或被盗时，请务必在4月1日（周二）之前办理手续。如果没有办理手续，即使不再拥有车辆，4月1日现在的所有者也将继续负担轻型汽车税（类别折扣）。◆手续办理地点：▷轻便摩托车（125cc 以下）及小型特殊汽车=市政府办公楼 3 楼税制课 ▷超过 125cc 的二轮车=大阪运轮分局（寝屋川市高宫荣町 12-1）050(5540)2058 ▷轻型汽车 =轻型汽车检查协会高槻支所（高槻市大塚町 4-20-1）050(3816)1841 ※关于征税，请咨询税制课。	原付自転車・軽自動車などの廃車手続きは4月1日までに 原動機付自転車・軽自動車などをスクラップ廃車・売却・譲渡するときや盗難に遭ったときは、4月1日(火)までに手続きをしてください。 手続きをしないままにすると、車両がなくても4月1日現在所有者に引き続き軽自動車税(種別割)がかかります。 ◆手続きの場所：▷原付(125 cc以下)および小型特殊自動車=市役所本庁舎3階税制課 ▷125 ccを超える二輪車=大阪運輸支局(寝屋川市高宮栄町12-1)050(5540)2058 ▷軽自動車=軽自動車検査協会高槻支所(高槻市大塚町4-20-1)050(3816)1841 ※課税については、いずれも税制課にお問合せ下さい。
---	--

咨询处：税制课 TEL 06-4309-3134 / FAX 06-4309-3810 問合せ先：税制課

育儿家庭访问支援事业 子育て世帯訪問支援事業

作为未成年护理人支援的一环，正在实施“育儿家庭访问支援事业”。以减轻未成年护理人的负担为目的，向未成年护理人家庭等派遣访问支援员，实施家务和育儿支援。◆支援内容 ▷家务支援=准备饭菜、饭后收拾、洗衣服、打扫卫生、购物等 ▷育儿支援=照顾儿童、看护儿童、幼儿园接送等。详细内容请咨询。	ヤングケアラー支援の一環として「子育て世帯訪問支援事業」を実施しています。ヤングケアラーの負担軽減を目的にヤングケアラーの家庭などに訪問支援員を派遣し、家事や育児支援を実施します。◆支援内容 ▷家事支援＝食事の準備・後片付け、洗濯、掃除、買い物など ▷育児支援＝児童の世話・見守り、保育園への送迎など。詳しくはお問合せください。
---	--

咨询处：关爱儿童相談中心儿童相談课 TEL 06-4309-3197 / FAX 06-4309-3818 子ども見守り相談センター子ども相談課